

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

資料 2

施策内容	保険料率の平準化
施策目標	統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現
取組項目	第2 市町村国保の医療に要する費用及び財政の見直し

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】			取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況					実施状況 ※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
4(2)	赤字解消・削減計画 (目標年次)	・ 解消すべき赤字のある市町は、平成30年度から6年度以内に赤字を解消する赤字解消・削減計画を策定し、この計画及び取組状況は、連携会議に報告し、その結果を公表する。	27 28	○ 解消すべき赤字 (法定外繰入) のある3市町 (広島市、三次市、大崎上島町) は、平成30年3月に赤字削減・解消計画を策定した。 ○ 平成30年度の取組実績は、3市町とも計画で定める赤字削減予定額を達成した。 ○ 平成30年度の取組実績を連携会議 (R1.10) に報告し、県のホームページで公表 (R1.11) した。	赤字削減計画に基づく、各年度の赤字削減予定額を達成した市町	-	-	3市町	-	全部実施	引き続き、3市町が計画に基づき赤字額が削減されるよう市町の取組みを確認する。	-
5(1)	財政安定化基金の設置	・ 法第81条の2に基づき県に設置している財政安定化基金は、市町に保険料 (税) の収納不足が見込まれる場合の無利子貸付などに活用するとともに、医療費の増加などによって県国保特別会計に繰り入れるため取り崩すものとする。 ・ 交付額の補てんについて、法第81条の2第5項に定める財政安定化基金拠出金は県内全市町で負担することとする。 ・ 貸付を受けた市町の返済分は、当該市町が負担するため、事業費納付金に個別加算することとするが、返済財源として、当該市町のみ保険料を賦課・徴収することになる。	28	○ 毎年度、医療費の増加等を考慮した基金繰入の検討を行っている。(繰入実績は無し) ○ 平成30年7月豪雨災害に係る保険料収納不足分について、2市町に基金交付を行った。 ○ 毎年度、各市町に基金貸付の申請見込を照会している。(貸付実績は無し)	-	-	-	-	-	全部実施	保険料収納不足による基金貸付返済分の対応については、統一保険料率算定における保険料収納実績等の取扱い整理の中で検討する必要がある。	準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理

※1 【実施内容の凡例】
○ 実施済の取組
△ 未実施の取組

※2 【実施状況の凡例】
全部実施
一部実施
未実施

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険料率の平準化
施策目標	統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現
取組項目	第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
1(1)ア	保険料・税の種別	・保険料を賦課している市町が4市、保険税を賦課している市町が19市町	31	・保険料を賦課：4市（広島市、呉市、尾道市、大竹市） ・保険税を賦課：19市町	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料と保険税の種別について、市町で統一されていない。 ・保険料と保険税は法的根拠が異なるため、例えば、消滅時効などの取扱いに差異が生じる。 ・保険料（税）の納付回数、延滞金の賦課基準、不能欠損の取扱いが市町により異なっている。 ・資格者証及び短期被保険者証の交付基準が市町により異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課権の期間制限、徴収権及び還付請求権の消滅時効など、保険料と保険税で異なる取扱いを解消するため、保険料又は保険税のいずれかへの統一を検討する必要がある。 ・保険料（税）の納付回数、延滞金の賦課基準、不能欠損の取扱いの統一に向けた検討を行う必要がある。 ・資格者証及び短期被保険者証の交付基準の統一に向けた検討を行う必要がある。
2(1)	統一保険料率	・激変緩和措置期間（6年間）終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。 ・その後、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを旨とする。	37	○各年度における準統一の保険料率を算定し、市町に提示している。 △収納率均一化の具体的な考え方の検討を行っていない。	—	—	—	—	—	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> ・準統一の保険料率算定における保険料収納実績等の取扱いを整理する必要がある。 ・完全統一への移行要件である収納率の均一化について、考え方の整理を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理 ・収納率均一化の考え方を早期に整理し、検証を進める。
3(4)	算定方法	・統一保険料率を目指す標準保険料率と連動するため、資産割を廃止し、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式とする。 ・なお、資産割の廃止に伴い、被保険者の急激な負担増とならないかどうか該当市町で判断の上、激変緩和措置期間中に限り、経過措置を設けることも可能とする。	39	○各市町において、経過措置等を踏まえた資産割廃止時期の検討を行い、進捗状況を連携会議等で確認している。	資産割採用市町	R6年度0市町	18市町	12市町	11市町	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
3(6)	均等割と平等割の賦課割合（軽減措置前）	・応益割の中で被保険者均等割と世帯別平等割との割合については、現行制度における標準的な構成割合（35：15）を基本に、県全体で70：30とする。	40	○各市町の方針に基づき調整し、連携会議で進捗確認を行っている。 ○子育て世帯の負担減のため均等割率の引下げを検討したが、対象世帯が少なく市町毎に年齢構成も異なることから、現行どおりとした。	—	—	—	—	—	全部実施	標準的な構成割合に基づき、引き続き進捗確認等を行っていく。	引き続き、標準的な構成割合を基本に、国の公費や動向を注視しつつ、子供の均等割の軽減について検討
3(10)イ	事業費納付金の〔うちの保険料収納必要総額〕の算定対象としない経費	・保険料（税）の減免及び一部負担金の減免については、各市町の減免基準の統一ができれば、保険料収納必要総額の算定対象とすることは可能	41	△条例等に基づいた市町毎の基準で減免を行っており、減免基準統一の具体的な検討は行っていない。	—	—	—	—	—	未実施	減免基準の統一について、検討を進める必要がある。	保険料の統一に伴い、その減免基準の統一（県全体の必要額算定対象化）を検討
3(10)ウ	事業費納付金に個別に交付見込相当額を加算する公費	・過年度の保険料（税）収納見込額については、激変緩和措置期間内は適用しませんが、その後の取扱いについては、改めて検討する。	41	△激変緩和期間中は公費として取り扱っていないが、保険料統一後の取扱いについて検討を始めた。	—	—	—	—	—	未実施	統一保険料の算定における保険料収納実績の取扱いを整理していく必要がある。	準統一の前提となっている「保険者としての負担の公平性」の考え方に基づき、保険料収納実績等の取扱いを再整理

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】			取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況					実施状況 ※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
3(10) エ(7)	保険者努力支援 制度	・市町向けの公費として、医療費適 正化のインセンティブとして交付さ れるため、事業費納付金の算定には 反映させず、保険料収納必要総額か ら差し引かないこととし、市町にお いては、保険料を下げるための財源 ではなく、保健事業等の事業財源に 充当する。	41	△各市町の保健事業費等の事業財源に 充当することとしているが、一部市町 では異なる取扱いとなっている実態が ある。	-	-	-	-	-	一部実施	保健事業費に充当し切れず余剰財源 となる市町もあり、その取扱い等 について協議する必要がある。	医療費適正化や収納率向上等に係るイ ンセンティブのあり方や、財源の用途 等を踏まえ、保険料統一後の市町の自 己財源等の取扱いを検討
4(4)	標準的な収納率	・本県における標準的な収納率につ いては、各市町の実収納率を基本と し、現年度分の収入額を現年度分の 調定額で除した値の過去3年分の平 均とする。	44	○方針どおり、標準的な収納率の算定 を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
4(5) 7	市町村標準保険 料率	・本県では、統一保険料率を目指す ことから、激変緩和措置期間中は、 統一保険料率をベースに市町ごとの 収納率を反映した準統一の保険料率 を市町村標準保険料率として示す。 ・また、激変緩和措置の対象市町に ついては、激変緩和措置適用後の標 準的な保険料率を市町村標準保険料 率として示す。	44	○各年度において、準統一の保険料率 及び市町村標準保険料率を示してい る。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
5	激変緩和措置	・納付金の仕組みの導入や算定方法 の変更により、各市町が本来集める べき一人当たりの保険料額が、急激 な負担増とならないよう、毎年度、 医療分、後期高齢者支援金等分、介 護納付金分を合算して、平成28 (2016)年度からの丈比べ※を行 い、公費等の財源を活用した調整に ついて、次のとおり行う。	45	○方針どおり、激変緩和措置を行って いる。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—
5(1)	丈比べによる公 費を用いた調整	・各市町が本来集めるべき一人当 たりの保険料額が、急激な負担増と ならないよう、平成28(2016)年度保 険料決算額を基点とし、毎年度、県 で定めた一定割合(自然増等+α) を超えて増加すると見込まれる場 合に、公費を用いて、全市町が一定割 合以下となるよう、市町間の伸び率 を調整する。	45 46	○方針どおり、激変緩和措置を行って いる。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	—

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1） ※1	進捗状況					実施状況 ※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
5(2)	激変緩和用特例 基金による調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め激変緩和用として国から交付される補助金を積み立てる特例基金の活用については、毎年度、県で定める一定割合の設定に基づき、必要な財源が不足する場合や被保険者の保険料負担軽減を更に講じるため、一定割合の率を引き下げる必要が生じる場合、激変緩和の対象とならない市町に影響が出ないように、激変緩和を目的とした県繰入金（1号分）の繰入額を上限として、特例基金を県国保特別会計に繰り入れ、補填することで調整する。 ・ また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用し、激変緩和措置として個別に減算することも可能となる。 	46	○方針どおり、特例基金による調整を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	令和5年度までの時限措置である特例基金を最大限活用することが可能な激変緩和財源の運用を検討する必要がある。	統一保険料水準の算定における決算剰余金充当の取扱いや、毎年度交付される国の公費との優先順など、財源を最大限活用できる激変緩和措置の実務運用を検討
5(3)	市町間の負担水 準の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行保険料水準との差に着目した本県独自の調整方法であり、公費を用いた調整の適用後、現行の保険料水準に対する各市町の一人当たり保険料額の伸び率を基準とし、前年度より下回っている市町の財源を事業費納付金に個別加算して県に納付するとともに、県はその財源を活用し、本県が統一保険料率を目指すことにより、その水準に引き上げられることになる医療費指数が1を下回る市町に対し、優先的に保険給付費等交付金を交付して、事業費納付金の支払に充当することで、市町間の負担水準の調整を行う。 	46 47	○方針どおり、激変緩和措置を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	-
5(4)	激変緩和措置期 間中の財政安定 化基金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に設置する財政安定化基金は、市町に保険料（税）の収納不足が見込まれる（市町の政策によるものを除き、保険料（税）を県から示す市町村標準保険料率によって賦課した）場合、貸付を受ける対象となる。 このため、激変緩和期間中は、市町の政策により、一般会計繰入等の自己財源を活用しながら、県から示す市町村標準保険料率と現行の保険料率との差を引下げ調整することも可能としていることから、この間、保険料率の引下げ調整を実行している市町については、県から財政安定化基金の貸付を受けることはできない取扱いとする。 	47	○毎年度、各市町の当初予算状況を照会し、自己財源を保険料必要額に充当している市町は、財政安定化基金の貸付対象としない取扱いを行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	引き続き同様に取り組んでいく。	-

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】			取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況					実施状況 ※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
5(5)	激変緩和措置期間中の市町の取組	<p>・毎年度、統一保険料水準を目標にしながら、当年度の県が示す激変緩和措置後の保険料水準と現行保険料水準との差を解消するために、「必要な年平均伸び率」に基づいて段階的に保険料を引き上げるとともに、必要に応じて市町が一般会計繰入等の自己財源を活用して緩和措置を行うこととなる。</p> <p>また、保険料水準以外の取組として、算定方式の統一（資産割の廃止）や応益割合（平等割額・均等割額）の変更に伴う緩和調整を計画的に行う必要がある。</p>	47 48	<p>○各市町の方針に基づき、自己財源による緩和措置や算定方式・応益割合の調整等を計画的に進めており、連携会議での進捗確認等を行っている。</p>	-	-	-	-	-	全部実施	<p>保険料統一後における市町の自己財源の取扱いについて、検討する必要がある。</p>	<p>医療費適正化や収納率向上等に係るインセンティブのあり方や、財源の用途等を踏まえ、保険料統一後の市町の自己財源等の取扱いを検討</p>
5(6)	赤字解消・削減計画との関係	<p>・本来、激変緩和措置は、公費を用いた財源調整によって、対象市町の事業費納付金の減額を行うもの。本県の場合は、6年間かけて、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率を実現しようとしており、その間、公費を用いた調整、さらには、本県独自の市町間の負担水準の調整対象とならない場合でも、赤字解消・削減計画との整合性を図りながら、各市町が自己財源（一般会計繰入金等）によって激変緩和を行うことは可能である。</p> <p>この場合、保険料収納必要額及びこれに基づく市町村標準保険料率は変更しない。</p>	48	<p>○各市町の方針に基づき、自己財源による緩和措置を計画的に進めており、連携会議での進捗確認等を行っている。</p>	-	-	-	-	-	全部実施	<p>保険料統一後における市町の自己財源の取扱いについて、検討する必要がある。</p>	<p>医療費適正化や収納率向上等に係るインセンティブのあり方や、財源の用途等を踏まえ、保険料統一後の市町の自己財源等の取扱いを検討</p>

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険料（税）徴収の適正化
施策目標	大都市対策を中心とした収納率の向上
取組項目	第4 市町における保険料（税）徴収の適正な実施に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】		
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況※2		課題	
					成果指標	目標値	H29	H30	R1				
2(1)	収納率目標	・各市町の収納率は、過去3か年平均と県平均収納率を比較して、高い方を設定	53	○市町は、毎年度、収納率目標を設定し、収納対策の取組を実施	収納率（市町計）	—	92.71%	93.16%			全部実施	・10市町が収納率目標を未達成（H30） ・保険料水準の統一を行うためには、市町間における収納率の平準化を図る必要があるが、収納率目標の設定が市町ごとに異なっているため、平準化が図りにくい。	市町間の収納率の平準化を図るため、市町間で統一的な収納率目標を設定する必要がある。
2(2)	収納対策の取組	・保険料（税）の納付方法については、金融機関の口座振替を原則	53	○全市町において、金融機関の口座振替を原則としている。 ○市町は、口座振替を促進するため、市町窓口での勧奨、納入通知書に口座振替勧奨チラシや口座振替依頼書の同封などを実施 ○国保連は、保険者共通の口座振替勧奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等へ掲示を実施	口座振替率（市町計）	—	43.34%	44.46%			全部実施	コンビニ納付などによる納付は増加する一方で、口座振替の利用率が伸び悩んでいる。	口座振替原則化に対する市町の考え方・取組にばらつきがあるため、市町共通の取組を行うこととし、これに基づく口座振替勧奨対策を検討する必要がある。
		・被保険者に対する勧奨方法などの事務の標準化		○国保連は、保険者共通の口座振替勧奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等への掲示を実施 ○県は、市町共通の口座振替勧奨チラシを作成し、市町等へ配布	—	—	—	ポスター作製・配布	チラシ・ポスター作製・配布	全部実施	ポスターやチラシ以外で市町共通の効果的な勧奨が行えていない。	収納率の更なる向上を図るため、市町共通チラシ・ポスターによる取組に加え、全市町が共通して行う収納対策を検討する必要がある。	
		・国保連が実施する県税務部門との連携による債権管理研修の拡充		○国保連と県（税務課）との連携による、徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施 ○研修受講者アンケートを実施し、受講者のニーズを踏まえた研修内容の充実等の検討 △債権管理研修の拡充	実施回数 出席者数				7回 計378人		一部実施	研修受講者アンケートでも要望のあった債権回収に係る実践的な研修が実施できていない。	より実践的な研修を含め、債権管理研修の更なる充実に向けた検討を行う必要がある。
		・県内転居者に対する滞納整理協力体制の強化（情報共有化等）		△取組実績はなし。	—	—	—	—	—	—	未実施	情報共有化にあたっては、個人情報の取扱いを整理する必要がある。	個人情報の取扱いを含めた実施方法について具体的な検討を行う必要がある。
		・低所得者に対する保険料（税）の軽減措置の拡充の必要性を国へ提案		○知事会等を通じ、国へ要望を行い、低所得者に関する国保税の軽減判定所得の一部の引き上げが行われた。（軽減条件の緩和）	—	—	—	—	—	—	一部実施	現時点ではなし	現時点ではなし
		・県は県内市町の収納率の平準化に向け、定期的・計画的な助言指導を実施		○収納率向上を図るため市町実地指導を実施（H30～R1の間に13市町） △10市町に対して、実地指導が行えていない。	実地指導 実施市町数	—	未実施	5市町	8市町		一部実施	市町実施指導が計画的に実施できていない。（県の実地指導方針では2年に1回、各市町の実地指導を行うことになっているが、3～4年に1回に留まっている。）	県は、市町の収納率の向上につながるよう、県の実地指導の方針を改訂するとともに、国保連と連携した市町支援策を検討する。

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	医療費水準の適正化
施策目標	保健医療計画、医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用により、全国水準を踏まえた医療費水準の達成
取組項目	第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況 ※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
2(2)	レセプト点検の 充実強化	県は、レセプト点検の充実強化に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町への派遣や効率的な点検の促進など市町及び連合会に対する助言・指導を実施	57	○レセプト内容点検(診療内容の点検、給付発生原因に係る点検及び検算等)を独自で実施している市町を対象に国民健康保険医療事務指導員等による実地指導を実施。 ○市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、連合会と連携して診療報酬明細書等点検調査事務研修会を実施。 △連合会に対する助言・指導	—	—	—	—	—	一部実施	・市町によって差定率・財政効果率にばらつきがある。 ・患者の受療動向に基づいた点検調査が行われていない。 ・市町直営と連合会委託に分かれている。	・市町レセプト点検の精度向上を図るため、市町レセプト点検員に対する指導及び研修内容の見直しを検討するべきではないか。 ・各市町における患者の受療動向の把握・評価を行った上でレセプト点検の内容等について検討する必要があるのではないかと。 ・全市町における連合会委託を検討する必要があるのではないかと。
2(3)	第三者求償事務	県は、第三者求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町への派遣や、市町に対する助言・指導を実施	57	①連合会は、市町の第三者求償事務の取組を支援するため、求償専門員等による市町巡回相談を実施 ②市町担当職員の第三者求償事務の基礎知識の習得を図ることを目的とした研修会を開催 ③市町は、連合会から提供される第三者行為の疑いがある被保険者の情報を活用し、被保険者への確認作業を実施。 ④連合会が医療機関に対して、レセプトへの第三者行為に関する記載を依頼。 ⑤市町は、ホームページ、広報誌などを通じて、傷病届の提出を周知	—	—	—	—	—	一部実施	①②第三者求償事務の重要性を市町の内部で十分共有できていないため、巡回相談や研修会の内容の引継ぎ（共有）が行えず、第三者求償事務の具体的な取組につながっていないケースがある。 ③他の業務と併任している等の理由により、第三者求償レセプトを活用した被保険者への確実な確認作業が行えていないケースがある。 ④レセプトへの記載は浸透してきているが、自損事故等第三者行為に該当しないレセプトにも第三者行為の記載がされているケースがある。 ⑤現状の周知方法のみでは、被保険者は制度の理解まで至っていない。また、ホームページを通じた周知を行っていない市町がある。	①②第三者求償事務の必要性を共有する方法を検討する必要があるのではないかと。 ③効果的に求償事案を発見するため、第三者求償レセプトの活用に加え、警察や消防等の関係機関から県全体の情報提供を得られる体制を検討する必要があるのではないかと。 ④医療機関におけるレセプトへの第三者行為に関する記載や精度が向上するよう、医療機関における事務の簡素化を検討する必要があるのではないかと。 ⑤効果的な周知を行うため、全県統一的な傷病届の広報活動の実施を検討する必要があるのではないかと。 ⑥求償事務の適正な実施に向けて、連合会への委託内容の拡大など、市町事務を支援する取組を検討してはどうか。
2(3)	過誤調整	被保険者資格喪失後の受診により発生する過誤調整等の保険者間の調整に関し、県内市町間の事務処理の簡素化に向けた検討の上、実施	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	・全国協会けんぽ広島との保険者間調整の必要書類が担当者によって異なる。 ・県内市町間の保険者間調整の際に、国保世帯主等の同意書等が必要なため事務処理が煩雑となっている。	被保険者が県内市町間で住所異動した場合の保険者間調整による事務処理の簡素化について検討する必要があるのではないかと。
2(4)	不正利得の回収	不当・不正請求があった場合の診療報酬の返還について、県は連携会議を活用して市町間の情報共有を行いながら市町の取組を強化	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	市町間の情報共有の体制を整備する上での課題等が整理されていない。	市町間の情報共有を行う上での課題を整理した上で、市町の回収困難事案の解決事例の他市町へ横展開するなどにより市町の取組強化を図る必要があるのではないかと。

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】			取組実績 (H30～R1) 【実施 (Do)】						中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】
	項目	取組内容	該当頁	実施内容 (H30～R1) ※1	進捗状況					実施状況 ※2	課題	
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
2(5)	海外療養費事務	県は点検内容や点検基準の統一化を図り、事務処理の標準化を行った上で、市町において専門性の高い業務についてはノウハウを有する連合会へ委託を原則	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	点検内容や点検基準の統一化を図る上での課題等が整理されていない。	・県は、点検内容や点検基準の統一に向けた課題を整理した上で、事務処理の標準化と連合会への委託を図る必要があるのではないか。 ・連合会から各市町への特殊事例等の情報提供の要否について検討する必要があるのではないか。
2(6)	療養費の支給	県は、柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージなど療養費の支給事務の効率化・適正化を図るため、疑義照会の手引きの作成や事務処理の標準化を実施	57	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	事務処理の標準化を実施する場合の課題等が整理されていない。	・県は、柔道整復（協定外）の療養費支給事務や疑義照会の手引きの作成などを通じ、事務の効率化・適正化に向けた取組を具体的に進める必要があるのではないか。 ・県内各市町が将来的に共通のシステムを利用の要否について、検討する必要があるのではないか。
3(1)	県によるレセプト点検	全市町から連合会への委託を推進することを基本とし、県としてのレセプト点検のあり方を検討	58	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題が整理されていない。	当面は、他の統一化・標準化の取組の整理を優先した方がよいのではないかと。
3(2)	不正利得の回収	県は市町区域を超える大規模な不正が発覚した場合、県が市町の委託を受けて、不正請求などに関する費用返還を請求	58	△実施した取組はなし。	—	—	—	—	—	未実施	県が市町からの委託を受けて行う「市町区域を超える広域的な対応が必要な事案」に係る県の体制整備に係る検討が行われていない。	県は、広域的な対応が必要な事案に備えた体制整備に関する検討を行う必要があるのではないか。
3(3)	高額療養費の多数回該当の取扱い	国保情報集約システムを活用し、市町における資格管理情報や高額療養費の該当情報などを県単位で集約・管理するため、高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に関する取組を標準化	58	○国保情報集約システムを活用し、連合会から多数該当情報を市町へ提供した。 △地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知の整理	—	—	—	—	—	一部実施	地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知が改正されていない。	地単福祉医療の受給者である国保の被保険者の高額療養費の取扱いに係る県通知を改正する必要があるのではないかと。

※1 【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2 【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	医療費水準の適正化
施策目標	保健医療計画、医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用により、全国水準を踏まえた医療費水準の達成
取組項目	第6 医療費の適正化の取組に関する事項

目次番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1）※1	進捗状況					実施状況※2		課題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
2(2)	特定健康診査の受診率向上	広報誌やホームページ等を通じて健康診査の重要性の周知及び受診の啓発の実施や市町受診率の格差について分析・調査を実施	62	○特定健診の自己負担額の無料化を実施している。 ○受診勧奨事業を実施している。 ○特定健診に追加検査4項目を実施し、健診と保健事業の充実を図っている。 ○広報や研修会は、連合会や保険者協議会等と共同実施している。 ○受診率の差について分析・意見交換等を実施している。	特定健康診査実施率	2023 ・国 70% ・県 60%	28.3 (44位)	30.2 (43位)		一部実施	・受診率は増加しているが、全国平均を大きく下回っている。 ・既存の国保ヘルスアップ事業等の活用も含めた検討が必要。 ・地域実情に応じて、各市町で実施状況が大きく異なる事業は、標準化に馴染まないため、その適否も含めた検討が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必要。	・引き続き、特定健康診査の受診率向上に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
2(2)	特定保健指導の受診率向上		62	○特定保健指導の自己負担額の無料化を実施している。 ○受診勧奨事業を実施している。 ○国のプログラムの使用で統一したことで、保健指導の充実を図っている。 ○広報や研修会は、連合会や保険者協議会等と共同実施している。 ○受診率の差について分析・意見交換等を実施している。	特定保健指導実施率	2023 ・国 45% ・県 60%	29.7 (26位)	30.3 (27位)		一部実施	・受診率は全国平均を上回っているが、全国順位は1つ下がり、伸び率が鈍化している。 ・既存の国保ヘルスアップ事業等の活用も含めた検討が必要。 ・セット券の発行について、対象選定等の事務負担等から、開始に時間を要している。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必要。	・引き続き、特定保健指導の受診率向上に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
2(3)	医療費通知の充実強化	被保険者への医療費コスト意識の高揚や、不正請求の防止など医療費の適正化を図るため、全世帯を対象に、全項目を実施	62	全市町において、全世帯を対象に、全項目の医療費通知を実施している。	—	—	—	—	—	全部実施	・平成29年度分の確定申告から医療費控除を受ける場合に、医療費通知書を確定申告書に添付することにより医療費控除を受けることが可能となった。 ・国からは、医療費通知書を送付する際は、確定申告書に添付することが可能となるよう求められているが、実施できていない市町がある。 ・令和3年度からのオンライン資格確認制度の開始に伴い、医療費情報がマイナポータルで閲覧することが可能となることなどの環境の変化に対応する必要がある。 ・医療費通知の効果検証を行っていないため、効果と課題が把握できていない。	・全市町において、医療費通知書を確定申告書に添付することができるよう、改善を図る必要があるのではないかと。 ・医療費情報がマイナポータルで閲覧することが可能となることを踏まえ、通知方法等の見直しが必要ではないかと。 ・医療費通知の効果検証を実施する必要があるのではないかと。
2(4)	後発医薬品の使用促進	関係機関と連携し、後発医薬品の普及啓発の促進	62	○全市町において後発医薬品差額通知や後発医薬品希望カード等を配布している。 ○広報誌やホームページ等を通じて、後発医薬品の周知や啓発を実施している。	後発医薬品の使用割合	2023 ・国 80% ・県 80%	71.3	—	—	全部実施	・後発医薬品の差額通知の通知方法を含めた、後発医薬品の使用促進に向けた取組を検討する必要がある。	・引き続き、後発医薬品の使用促進に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
2(5)	重複受診や重複投薬への訪問指導	対象者を抽出し、訪問などにより被保険者やその家族に健康の保持増進のための指導や助言などの保健指導を実施	62	重複・頻回受診者に対する保健指導 ○各市町の実施状況や県線入交付金の活用について共有している。 ○KDBシステムは、対象者抽出が1か月分のみであり、3か月連続の抽出方法について意見交換等を実施している。 重複投与者に対する保健指導 ○各市町の実施状況や県地对協（モデル事業）の取組や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数	23市町	20	20	20	一部実施	・対象者の抽出負担が大きい。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、重複・頻回受診者に対する保健指導に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		生活習慣病の重症化を防ぐため、医療機関と連携を図って、当該被保険者に対する指導や助言を実施		糖尿病性腎症重症化予防 ○全市町で保健指導や勧奨等を実施している。 ○各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数	23市町	20	22	23	全部実施	・国の「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について（H28年4月）」に、当該項目の記載はなく、当該項目には、生活習慣病の受療率や予防の視点による健康意識の向上など、健康増進事業を担う市町衛生部門の事業が幅広く記載されている。	・今回の「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について（R2年5月）」に、糖尿病性腎症重症化予防や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が明記されたので、項目名の変更等検討する。

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画（plan）】			取組実績（H30～R1）【実施（Do）】					中間評価【評価（Check）】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善（Action）】	
	項目	取組内容	該当頁	実施内容（H30～R1） ※1	進捗状況					実施状況 ※2		課 題
					成果指標	目標値	H29	H30	R1			
2(6)	生活習慣病対策	糖尿病性腎症重症化予防事業の取組やひろしまヘルスケアポイント制度など被保険者自らが行う健康づくりに向けた取組を支援するなど、健康寿命の延伸につながる健康づくりに努める	63	健康寿命の延伸につながる健康づくり ○市町衛生部門による健康増進事業等の実施状況について共有している。 ○連合会（委託）による、保健指導の研修を継続している。	—	—	—	—	—	一部実施	担う市町衛生部門の事業が幅広く記載されている。 ・健康増進事業を担う市町衛生部門や県主管課との調整が必要。 ・健康増進事業は対象や事業が多岐にわたり、市町国保として取組む優先順位等の検討が必要。	・引き続き、重症化予防に向けた取組を、市町衛生部門と連携して推進する。 （効果的な取組の共有、既存事業の活用、関係機関の協力を含めて検討。） ・市町国保が実施する事業の優先順位を整理のうえ、市町衛生部門と連携する。
2(7)	高医療費市町	高医療市町に対しては、安定化計画の策定など医療費の適正化に向けた取組を講じるよう助言するとともに、県においてエミタスを活用して、高医療費の要因分析を実施	63	○平成30年度、当該項目の見直しについて整理（根拠規定等がないため）	—	—	7市町指定	—	—	未実施	国民健康保険広域化等支援方針において定めていた高医療費市町や安定化計画策定に係る規定を、引き継ぐ根拠規定がないことから、当該項目の削除を検討する。	運営方針から当該項目を削除する。

※1 【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2 【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施

広島県国民健康保険運営方針の中間見直し（中間評価）について

施策内容	保険事務の標準化	
施策目標	広島県国民健康保険団体連合会と連携した事務の統一化	
取組項目	第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	(広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組の例)

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】					取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】		
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題			
							成果指標	目標値	H29	H30				R1	
1(2) ア	被保険者証など の作成	被保険者証等の作成 (高齢受給者証との一体化)	様式・更新時期・有効期間を統一	平成30年度	64 69	○平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期等を統一（高齢者受給者証との一体化も併せて実施） ○被保険者証以外の様式についても、様式・更新時期等を統一	-	-	-	-	-	全部実施	連合会への保険証更新事務等委託は全市町参加となっていない。	・引き続き、県内全市町の被保険者証及びその他様式の様式・更新時期等は統一する。 ・被保険者証以外の様式については、令和3年度の省令様式変更等に係る様式の見直しや台紙の連合会共同購入の必要性について検討を進める。 ・連合会への被保険者証更新事務等委託の全市町参加については、委託を実施していない市町の課題等を確認し、全市町参加とすることの必要性を整理したうえで、具体的な取組として運営方針に記載するか否かの検討を行う。	
		被保険者台帳の作成	既実施（各市町ともデータ化済）	-		被保険者台帳の作成	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高額療養費の申請勧奨通知	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	各保険者間で使用するシステムが異なるなどの課題を踏まえ、改めて、統一の要否について検討する必要があるのではないか。
		療養費支給決定帳票の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	各保険者間で使用するシステムが異なるなどの課題を踏まえ、改めて、統一の要否について検討する必要があるのではないか。
		高額療養費支給申請・決定帳票の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	各保険者において、支出決定や支出に使用するシステムが異なる。	各保険者間で使用するシステムが異なるなどの課題を踏まえ、改めて、統一の要否について検討する必要があるのではないか。
		高額療養費通知の作成	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	医療費通知、高額療養費の申請勧奨通知に加えて、高額療養費通知を作成する必要性が不明	高額療養費通知の作成及び統一の要否について検討する必要があるのではないか。
1(2) イ	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度	64 69	全市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	-	
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	継続して検討の上、実施（連合会による共同実施を検討）	平成30年度		22市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	一部実施	連合会への委託が未実施の市町がある	連合会への委託が未実施の原因を把握した上で、全市町の委託に向けた検討を行う必要があるのではないか。	
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	既実施（連合会による共同実施）	-		全市町が連合会へ委託のうえ実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】					取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】		
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況				実施状況 ※2	課 題			
							成果指標	目標値	H29	H30				R1	
1(2) ウ	統計資料	疾病統計業務	既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、必要な分析をどこまで行うかどうかを基本に、その有効活用を検討）	平成30年度	64 69	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	当面、実施を検討する必要はなし。	-	
		事業月報・年報による各種統計資料の作成	既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、必要な分析をどこまで行うかどうかを基本に、その有効活用を検討）	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	当面、実施を検討する必要はなし。	-
1(2) エ	資格・給付関係	資格管理業務	連合会による共同実施	平成30年度	64 69	○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、連合会による共同実施を行う。	
		資格・給付確認業務	連合会による共同実施	平成30年度		○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、連合会による共同実施を行う。
		被保険者資格及び異動処理事務	既存データの更なる活用を検討の上、実施（既に各市町がデータ化しており、個人情報保護を念頭に、簡素・効率的な業務とするような事務の共通化を基本として検討）	平成30年度		△資格適用適正に係る県内統一のマニュアルの作成等について検討を進めている。	-	-	-	-	-	-	未実施	統一する範囲を確認したうえで、検討を進める必要がある。	引き続き、資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内事務統一に向けた取組を進めていく。
		給付記録管理業務	連合会による共同実施	平成30年度		○平成30年度から連合会による共同実施を行っている。	-	-	-	-	-	-	全部実施	-	-
1(2) オ	広報業務	各種広報事業	効果的な各種広報を実施（既に連合会による共同実施及び各市町で実施しており、その取組を基本として、県も含めた効果的な各種広報を県単位に先行して実施）	平成29年度	64 69	○各種広報を実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、県、市町及び連合会の連携による効果的な広報を行う。	
		国庫補助金等関係事務	既実施（連合会から各市町へ情報提供）	-		○継続実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、現行どおり実施する。	
		共同処理データの提供	既実施（連合会から各市町へ情報提供）	-		○継続実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	引き続き、現行どおり実施する。	
		市町村基幹業務支援システムの参加促進	継続して検討の上、実施（各市町の情報部門との連携）	平成30年度以降		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	-	未実施	実施の必要性について検討を行う必要がある。	-

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】					取組実績 (H30~R1)【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
							成果指標	目標値	H29	H30				R1
1(3)	医療費適正化	医療費通知	通知回数・基準を統一し、連合会へ委託	平成30年度	65 70	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	・市町における医療費通知の回数が2~6回と幅があることから、通知回数の統一に当たっては調整を行う必要がある。 ・連合会への委託が未実施の市町がある。	・通知回数等の統一にあたっては、確定申告の添付書類としての利用も考慮したうえで、通知の時期及び回数の検討を行う必要があるのではないか。 ・連合会への全市町委託に向け、未実施市町と調整を行う必要があるのではないか。
		後発医薬品差額通知書の実施	通知回数・基準を統一し、連合会へ委託	平成30年度		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	・市町における後発医薬品差額通知の回数が6~12回と幅があることから、通知回数の統一に当たっては調整を行う必要がある。 ・連合会への委託が未実施の市町がある。	・各市町における後発医薬品差額通知の通知回数の設定の考え方を踏まえ、通知回数の統一に向けた検討を行う必要があるのではないか。 ・連合会への全市町委託に向け、未実施市町と調整を行う必要があるのではないか。
		後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	連合会へ委託（既存データの更なる活用や、必要な分析をどこまで行うか検討のうえ、実施）	平成30年度		○連合会への委託等により、調剤実績や削減効果等の検証を実施している。 (R1委託：16市町)	-	-	-	-	-	一部実施	県がレセプト点検を実施について、レセプト点検の現状把握・課題等の整理ができていない。	・市町におけるレセプト点検は、将来的には全市町が連合会へ委託について検討を進める必要があるのではないか。 ・県におけるレセプト点検は、実施に向けた問題点（県の実施体制・関係課との連携）等の整理を進めていく。
		レセプト点検の実施	連合会へ委託、県としてのレセプト点検のあり方は継続して検討の上、実施（各市町は、現行の取組と連合会委託との比較検討のうえ実施）	平成30年度以降		△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題が整理されていない。	当面は、他の統一化・標準化の取組の整理を優先した方がよいのではないか。
		レセプト点検担当職員への研修	継続して検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしているため、その取組を基本として、より効果的な研修を検討）	平成30年度		○市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、連合会と連携して診療報酬明細事務点検研修会を実施。	-	-	-	-	-	全部実施	市町におけるレセプト点検の精度にばらつきがある。	市町レセプト点検の精度向上を図るため、市町レセプト点検員に対する研修内容の見直しを検討するべきではないか。
		第三者行為求償事務共同処理事業	既実施（連合会による共同実施）	-		○連合会による共同処理を実施	-	-	-	-	-	全部実施	-	-
		医療費適正化に関するデータの提供	データの有効活用を検討の上、実施（既に連合会による共同実施をしており、データのさらなる有効活用を基本として検討）	平成30年度		○国保ヘルスアップ支援事業等で分析結果等のデータを提供 ○後発医薬品使用促進に係る現状分析データを提供	実施	実施	-	実施	実施	全部実施	・毎年度継続実施するのか、いずれかの年度実施すればよいのか方針が不明確 ・R2年度、KDBシステム等のデータの有効活用等について、別途検討会を開催し検討する予定	-
高度な医療費分析	継続して検討の上、実施（市町の特性を反映した最も効果的な医療費分析について業務委託を含め検討）	平成30年度以降	○平成30年度、日常生活圏域ごとの健康課題等を分析し、結果について各市町へ提供 ○平成31年度から2か年で、京都大学と共同研究を実施中	実施	実施	-	実施	実施	全部実施	・毎年度継続実施するのか、いずれかの年度実施すればよいのか方針が不明確 ・R2年度、KDBシステム等を活用した分析方法等について、別途検討会を開催し検討する予定	-			

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】					取組実績 (H30~R1)【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
							成果指標	目標値	H29	H30				R1
1 (4)	収納対策	広域的な徴収組織の設立・活用の推進	継続して検討の上、実施（効果的な取組に繋がるような方策を検討）	平成30年度	65 70	△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	広域的な徴収組織設立の検討を行う前に、延滞金や不能欠損の取扱い、保険料（税）の納付回数など、市町で異なる事務の統一に向けた整理を行う必要がある。	当面は、延滞金や不能欠損等の基準の統一に向けた検討を行うこととする。
		口座振替の促進等の広報	効果的な広報を実施（口座振替を原則化することを踏まえ、効果的な広報について検討のうえ、実施）	平成30年度		○国保連は、保険者共通の口座振替勸奨ポスターを作成し、市町への配布や金融機関等への掲示を実施 ○県は、市町共通の口座振替勸奨チラシを作成し、市町へ配布	-	-	-	ポスター作 製	チラシ・ポ スター作製	全部実施	ポスターやチラシ以外で市町共通の効果的な勸奨が行えていない。	収納率の更なる向上を図るため、市町共通チラシ・ポスターによる取組に加え、全市町が共通して行う収納対策を検討する必要がある。
		収納担当者職員への研修	業務内容を拡充して実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な業務実施を検討のうえ、県単位化に先行して実施）	平成29年度		○国保連と県（税務課）との連携による、徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施 ○研修受講者アンケートを実施し、受講者のニーズを踏まえた研修内容の充実等の検討 △債権管理研修の拡充	実施回数 出席者数	-	9回 計479人	7回 計378人	7回 計423人	全部実施	研修受講者アンケートでも要望のあった債権回収に係る実践的な研修が実施できていない。	より実践的な研修を含め、債権管理研修の更なる充実に向けた検討を行う必要がある。
		保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	業務内容を拡充して実施（既に連合会による共同実施をしている現状を踏まえ、より効果的な業務実施を検討のうえ、実施）	平成30年度		○徴収アドバイザーによる市町巡回相談・研修を実施	派遣状況		6市町 26回	7市町 34回	8市町 38回	全部実施	市町から派遣回数が増など事業内容の拡充希望が出ているが、現行の体制（アドバイザー2名）では対応が困難である。	限られた体制の中で、最大限の効果が発揮できるよう業務内容を検討する必要がある。
		滞納処分マニュアルの作成	継続して検討の上、実施（これまでの市町対応に加え、統一対応を検討）	平成30年度		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、統一化の必要性や他の統一化に向けた取組に対する優先度が把握できていない。	統一的なマニュアルを作成する場合の課題等を整理した上で、統一化の可否や統一の時期等を整理する。
		マルチペイメント・ネットワークの共同導入	継続して検討の上、実施（口座振替制度を原則化するが、既にマルチペイメントを実施している市町の事例を基に、より効果的な収納方法として認められるかどうかなどを検討）	平成30年度以降		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、共同実施した場合の効果等が把握できていない。	既に実施している市町の現状（実施方法、効果など）を把握・検証し、共同導入した場合の効果・コスト等を踏まえて、実施の可否について検討する。
		多重債務者相談事業の実施	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	平成30年度		△具体的な検討は行っていない。	-	-	-	-	-	未実施	具体的な検討を行っていないため、共同実施した場合の効果等が把握できていない。	各市町の対応状況などの把握、実施方法について検討する。
	資格喪失時の届出勸奨	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	平成30年度	△実施した取組はなし。	-	-	-	-	-	未実施	統一対応が必要か否か再検討する必要がある。	資格喪失時の届出勸奨の具体的な取組方法について再確認する必要がある。その上で各市町の対応状況を確認し、統一対応が必要か否か再検討する。		

目次 番号	運営方針に基づく取組【計画 (plan)】					取組実績 (H30~R1) 【実施 (Do)】					中間評価【評価 (Check)】		中間評価を踏まえた見直しの方向性 【改善 (Action)】	
	項目	取組内容	取組方針	実施時期	該当頁	実施内容 (H30~R1) ※1	進捗状況				実施状況 ※2	課題		
							成果指標	目標値	H29	H30				R1
1 (5)	保健事業	特定健診の受診促進に係る広報	効果的な広報を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な広報を検討のうえ、実施）	平成30年度	65 70	○ポスター等による広報を、連合会や保険者協議会と共同実施している。 ○対象を40~50歳代に絞るなど、効果検証を実施している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な広報について検討が必要。	・引き続き、受診促進に係る広報に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	効果的な研修会・意見交換会を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な研修会・意見交換会を検討のうえ、実施）	平成30年度		○研修会（基礎編、技術編）を、連合会と継続的に共同実施している。従事者の知識や技術の習得等に寄与している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な研修について検討が必要。	・引き続き、研修会等に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診データの活用に関する研修	効果的な研修を実施（既に連合会による共同実施をしており、より効果的な研修を検討のうえ、実施）	平成30年度		○データ活用研修会を、連合会と共同実施している。市町国保のデータ活用等に寄与している。	-	-	実施	実施	実施	全部実施	・効果的な研修について検討が必要。	・引き続き、データの活用研修に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定保健指導の共通プログラムの作成	事業実施の方法を検討の上、実施（これまで、国の標準プログラムに基づき、市町単位で実施しているため、共通プログラム作成の必要性を検討）	平成30年度		○国の保健指導プログラム使用を統一したことで、保健指導の充実を図っている。	市町数	23市町	-	検討	統一	全部実施	・特定保健指導の充実について検討が必要。	・引き続き、特定保健指導の充実に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		特定健診・特定保健指導等の委託単価・自己負担額の統一	自己負担額の統一を検討の上、実施（県単位化に伴い、自己負担額の統一に向けて検討）	平成30年度以降		○特定健診と特定保健指導の自己負担の無料化で実施している。 ○特定健診（個別・集団）に追加健診4項目を実施し、健診と保健事業の充実を図っている。 ○情報提供事業等は、各市町状況を把握したが課題が多いことを確認した。	-	-	-	検討	検討	一部実施	・地域実情に応じて、各市町で実施状況が大きく異なる事業は、標準化に馴染まないため、その適否も含めた検討が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、特定健診・特定保健指導の充実に向けて、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施	効果的な実施を継続して検討の上、実施（これまでどおり市町単位で実施を基本とするが、共同実施の有無や業務の標準化について検討）	平成30年度		○各市町の実施状況や県線入交付金の活用について共有している。 ○KDBシステムでは、対象者抽出が1か月分のみであり、3か月連続の抽出方法について意見交換等を実施している。	市町数	23市町	20	20	20	一部実施	・対象者抽出の負担が大きい。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、保健指導に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
		糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施	連合会へ委託（これまでの各市町の取組に加え、事業実施の参考となる統一的なプログラムの策定に基づいた実施について、全県的に展開）	平成28年度		○全市町で保健指導や勧奨等を実施している。 ○各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用について共有している。	市町数	23市町	20	22	23	全部実施	・健康増進事業を担う市町衛生部門と県主管との調整が必要。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が必須。	・引き続き、重症化予防に向けて市町衛生部門と連携して、効果的な取組の共有や既存事業の活用、関係機関の協力等を含めて検討する。
	その他の取組	継続して検討の上、実施（既存事業の継続・充実のほか、より効果的な事業の実施について、共同実施を基本として検討）	平成30年度	○各市町（衛生部門の任意事業）の状況等を把握し、各市町で実施状況が大きく異なり、課題が多いことを共有している。（脳ドック等）	-	-	-	・検討	・検討	一部実施	・市町国保事業や法定事業等、優先順位の高い取組から、検討する必要がある。	・引き続き、事業を精査のうえ、市町国保としての取組を、市町衛生部門と連携して推進する。		
2	県による審査支払機関への直接支払	審査支払機関への直接支払	全体業務を最適化するため、直接支払の具体的な対象範囲を県・市町・連合会において協議の上で決定し、保険給付費等交付金に関する規則や交付要綱の中で詳細を定める。	-	65	△市町事務の軽減に必ずしも繋がらないことから、当面実施を見送っている。	-	-	-	-	-	未実施	市町事務やキャッシュフロー、他県状況等を踏まえ、最終的な実施の可否を検討する必要がある。	現在の交付方法による課題、他県状況を参考にした各市町の意見等を踏まえ、最終的な実施の可否を検討

※1【実施内容の凡例】

- 実施済の取組
- △ 未実施の取組

※2【実施状況の凡例】

- 全部実施
- 一部実施
- 未実施